

前橋市移住支援金 関係人口要件に関するQ&A
(令和7年4月1日時点)

下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。

【支給対象者の要件】

- ア 本市に居住歴のある者
- イ 転入日より前から本市に親族が居住している者
- ウ 本市に通勤歴・通學歷がある者
- エ 本市へのふるさと納税を直近5年間のうち2年以上している者

【地域の担い手確保の要件】

- ア 本市の農林水産業に就業する者
- イ 家業等へ就業する者
- ウ 前橋市創業サポート総合制度の利用対象通知を受けた者
- エ まちなか開業支援補助金の交付決定を受けた者
- オ 自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に参加し、移住後も継続する意向がある者

【支給対象者要件】

■ (ア) 本市に居住歴がある者。

Q1 居住歴があることは、どうやって確認するのでしょうか？

A1 前橋市に居住していた当時の住民票の除票や、戸籍の附票などにより、市内に居住していたことを確認します。

Q2 住民票を移さないまま、前橋市に居住していたことがあるが、対象となりますか？

A2 住民登録されていない場合は対象となりません。

Q3 過去、前橋市に居住していたことは前橋市でわからないのですか？

A3 申請にあたり要件を満たしているかは、申請者に証明していただきます。

■ (イ) 転入日より前から本市に親族が居住している者。

Q1 親族の範囲を教えてください。

A1 申請者の2親等以内の親族とします。具体的には、祖父母、両親、兄弟姉妹、子、孫です。親族とは、姻族（婚姻による親族）も含めます。よって、申請者の配偶者の祖父母、両親、兄弟姉妹、子、孫も含まれます。

Q2 亡くなった祖父母が住んでいた場合も対象となりますか？

A2 対象となる親族は、存命の方のみとさせていただきます。

Q3 親族はいつから住んでいれば対象となりますか？

A3 令和5年3月31日以前から本市に居住され続けている方を対象とします。

Q4 親族が居住していること、及び血縁関係にある（親族である）ことは、どうやって確認するのでしょうか？

A4 親族の居住は、該当する親族の住民票（本籍表示有）により確認します。親族関係については、申請者及び親族の方それぞれの戸籍の謄本で確認します。（親族関係が追えるまでさかのぼって戸籍の謄本をとっていただく場合があります。）

■（ウ）本市に通勤歴・通学歴がある者。

Q1 アルバイトで通勤していた場合も対象になりますか？

A1 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて勤務していた場合は、対象となります。

Q2 いつから通勤・通学していることが必要ですか？

A2 通勤・通学の開始時期について定めはありませんが、令和5年3月31日以前に本市に通勤または通学していたことが条件となります。

Q3 令和5年4月1日以降に前橋の企業を退職しました。通勤歴の要件で申請できるのでしょうか？

A3 令和5年4月1日以降も、継続して本市に通勤していた場合は、対象外となります。

Q4 現在、学生として前橋市に通学していますが、通学歴の要件で申請できますか？

A4 令和5年4月1日以降も、継続して本市に通学していた場合は、対象外となります。

Q5 派遣会社に勤め、派遣先が前橋市内の場合は対象となりますか？

A5 申請者の在籍する、本市に所在する企業等の本（支）店、営業所、店舗など常設の事務所等への勤務にかぎるため、派遣や現場仕事での通勤は対象となりません。

Q6 前橋の仮店舗に出勤していました。1週間ほどの出勤でしたが、申請できますか？

A6 イベントや短期の出店による通勤は、対象になりません。本支店への通勤が対象となります。週20時間以上の無期雇用契約に基づいて前橋市内に勤務していた場合、対象となります。

Q7 自分が勤めていたこと、自身の勤務していた期間に、勤務地が本市にあったことは何で証明すればよいですか？

A7 以下の書類を提出してください。

就業証明書（様式3-5）、会社の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

※登記事項証明書の日付は申請日から1月以内の日付のもの

※必要に応じて、市から勤務先企業に確認させていただく場合があります。

Q8 私が勤めていた時は前橋市に勤務地があったのですが今はありません。それでも対象になりますか？

A8 申請時点で、勤務地とは別の本社がある場合は、就業証明書や登記事項全部証明書にて、自身が前橋市に勤務していたこと、自身の勤務していた期間に前橋市に勤務地があったこと、を証明していただければ対象となります。

Q9 卒業してから年月が経っているため、証明できる書類を出せないと言われました。何を提出すればよいでしょうか？

A9 原則、卒業証書や在籍証明書など、学校等が発行する証明書としますが、卒業アルバムや通知表など、在籍していたことが客観的にわかる複数の資料により通学していたことが明らかである場合は対象と認めることがあります。

■（エ）本市へのふるさと納税を直近5年間のうち2年以上している者

Q1 直近5年間とはいつのことですか？

A1 本申請の申請日が属する年を含む、直近の5年間とします。

例えば、申請日が令和7年4月1日の場合は、令和2年1月1日から申請日まで

の期間とします。

Q2 2年以上のふるさと納税が基準となっておりますが、1年のうちに2回以上ふるさと納税をした場合は該当になりませんか？

A2 該当になりません。回数ではなく、2年以上ふるさと納税をした場合のみ対象となります。

Q3 返礼品の有無は要件に関係しますか？

A3 返礼品の有無は関係しません。

Q4 ふるさと納税をしたことの証明はどのようにすればいいですか？

A4 ふるさと納税をした後に本市から発行される寄附受領証明書をご提出いただきます。紛失してしまった場合等は広報ブランド戦略課までご連絡ください。

【地域の担い手確保要件】

ア 本市の農林水産業に就業する者

Q1 農林水産業に就業したことの証明はどのように証明すればよいか。

A1 農林水産業については、申請者が登録されている関係団体（農業委員会、森林組合、漁業協同組合等）や委託元（取引先）から提出される。

イ 家業等へ就業する者

Q1 家業等に就業したことの証明はどのように証明すればよいか。

A1 家業に就業したことについては、まず事業を行っている事業主の確定申告書、申請者が就業していることの証明として就業証明書、また家業であることの証明として、申請者と事業主の方それぞれの戸籍の謄本で確認します。

ウ 前橋市創業サポート総合制度の利用対象通知を受けた者

Q1 どのような人が対象となりますか。

A1 起業家独立開業支援資金、群馬県または日本政策金融公庫の創業関連融資いずれかを利用する人。また、中小企業診断士の診断を受け、制度対象である承認を得た人が対象です。

エ まちなか開業支援補助金の交付決定を受けた者

Q1 どのような人が対象となりますか。

A1 まちなか開業支援補助金を申請し、交付決定を受けた方が対象となります。

オ 自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に参加し、移住後も継続する意向がある者

Q1 例えばどのような活動が対象になりますか。

A1 例としては、以下のような活動を想定しています。

- ・移住者交流イベント
- ・地域づくり協議会の活動
- ・自治会や地域伝統活動への参加
- ・子どもの見守り、子供会育成会活動 など

Q2 自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に参加しているかはどのように証明すればよいですか。

A2 活動の主催者に活動証明書を書いていただくか、参加を証明する任意の書類を準備していただくことで確認します。(任意書類で申請いただく場合は、活動の主催者の連絡先を記入していただくことが条件になります。)